

**これからのおおきなこと
—いつでも、どこでも、だれでも使える—
(参考資料編)**

2016年4月28日
全国書誌情報の利活用に関する勉強会

<目次>

資料 1 2010 年 1 月の議連総会方針

資料 2 「全国書誌情報の利活用に関する勉強会」趣意書

資料 3 国立国会図書館書誌データ利活用に関するアンケート結果

資料 4 再販売価格維持契約書 (取次ー小売)

資料 5 先進的な図書館の紹介

- (1) 鳥取県モデル
- (2) 幕別町モデル（北海道）
- (3) ドイツモデル

資料 6 ヒアリングで出された主な意見

資料1 「2010年1月の議連総会方針」

平成22年1月27日

活字文化議員連盟の活動計画について

活字文化議員連盟

- (1) 国民読書年に関する国会決議を重く受け止め、読書の大切さを広く普及し、言語力の豊かな国づくりをめざす。
- (2) 「文字・活字文化振興法」並びに「文字・活字文化振興法の施行に伴う施策の展開」の具現化に努める。
- (3) 著作物再販制度を維持し、国民が等しく多種多様な著作物を同一価格で享受できる環境を整備する。
- (4) 著作物など文化的所産に関する税制度のあるべき姿を検討する。
- (5) 官民の協力のもと、文字・活字文化の記録を保存し、国民がいつの時代にも活用できるよう我国を代表する書誌データの一元化に努める。
- (6) 国民読書年を機に、政官民の連携で、読書を文化的・科学的に研究しダイナミックに世界に発信する。

資料2 「全国書誌情報の利活用に関する勉強会」（趣意書）

2015年9月9日

「全国書誌情報の利活用に関する勉強会」の設置にあたって

活字文化議員連盟

（1）勉強会の趣旨

活字文化議員連盟は、2010年1月27日の総会で「文字・活字文化の記録を保存し、国民がいつの時代にも活用できるわが国を代表する書誌データの一元化に努める」との方針を決定した。これらの方針を受けて、国立国会図書館は、全国書誌データ提供基盤の整備に努め、公共図書館や学校図書館、研究機関などに対し、国立国会図書館の「NDL-OPAC」（蔵書検索・申込システム）や国立国会図書館サーチから新着書誌情報や全国書誌データを無料で利用できるように整えてきており、この普及が昨今大きな課題となっている。

（2）全国書誌情報をめぐる現状と課題

- ① 国立国会図書館は現在、納本制度により発行の日から30日以内に収集した資料をもとに、質の高い全国書誌データを作成し提供している。しかし、公共図書館や学校図書館の多くは、出版とほぼ同時に提供され、選書・発注も併せて行うことのできる民間企業の出版・書誌情報を有償で使用する状況にある。
- ② 他方、図書館予算は年々減少し、出版・書誌情報の使用料が各図書館の重荷になってきている。加えて、書誌情報作成事業から撤退する民間企業が現れたこともある、図書館界は広く利活用できる書誌データの作成・提供のあり方を考える時期を迎えている。
- ③ このような環境の変化を受けとめ、われわれは標記の勉強会を設置し、全国書誌データを公共図書館や学校図書館等で利活用するための改善策や整備すべき諸々の事項について検討する。

平成28年2月12日
国立国会図書館収集書誌部

国立国会図書館書誌データ利活用に関するアンケート

国立国会図書館では、書誌データの利活用促進のために、提供方法の拡充、利用方法の案内、説明会の開催等の取組みを実施しています。今後、利活用促進の取組みを一層進めるため、平成27年度、公共図書館及び図書館運営を担う地方公共団体(教育委員会等)にアンケートを実施しました。

アンケートにご協力いただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

アンケート結果

単純集計結果と比較集計結果を基に特徴的なところを中心に、アンケート結果をまとめました。皆様からご協力いただきましたアンケートは、今後の書誌データ利活用促進に役立てます。

- [書誌データ利活用アンケート結果](#)

単純集計結果

- [公共図書館\(PDF: 115KB\)](#)
- [公立図書館に関するアンケート\(地方公共団体\)\(PDF: 114KB\)](#)
- [学校図書館に関するアンケート\(地方公共団体\)\(PDF: 114KB\)](#)

比較集計結果

- [館種又は地方公共団体の種類での比較\(PDF: 116KB\)](#)
- [関東地方と九州・沖縄地方での比較\(PDF: 89KB\)](#)

調査対象とアンケート回収率

対象	主な送付先	依頼・回答方法	送付数	回答数	回答率
公共図書館	国立国会図書館総合目録ネットワーク事業及び レファレンス協同データベース事業の参加館 関東地方(7都県)及び九州・沖縄地方(8県)の 公共図書館(分館等を除く中央図書館(原則、1 自治体で1館))※	電子メール又はFAXで 依頼 Webフォームで回答	935	498	53%
地方公共団体	全国の都道府県、政令指定都市、中核市、県庁 所在地市の教育委員会等 関東地方(7都県)及び九州・沖縄地方(8県)の 全市区町村の教育委員会等 ※	文書で依頼 Webフォームで回答	688	353 (所管する公立図 書館に関するアン ケート)	51%
	257 (所管する学校図 書館に関するアン ケート)			37%	

- ※今年度は、関東地方と九州・沖縄地方の2つの地域の公共図書館及び地方公共団体を全て対象としました。アンケート結果を受けて、来年度以降、全国でアンケートを行うかどうかを検討します。

平成28年2月12日
国立国会図書館収集書誌部

書誌データ利活用アンケート結果

書誌データや新着書誌情報の認知度

当館の書誌データが利用できることに関する認知度（「知っている」と回答）は、公立図書館では8割以上、学校図書館では5割程度であることがわかりました（図1参照）。つぎに、無償利用できることや非流通系の出版物の書誌データが含まれていることなど書誌データの特長に関する質問では、認知度が下がりました（図2、3参照）。また、新着書誌情報の認知度が書誌データの認知度に比べて低いこと（公立図書館で4割程度、学校図書館で2割程度）がわかりました（図4参照）。

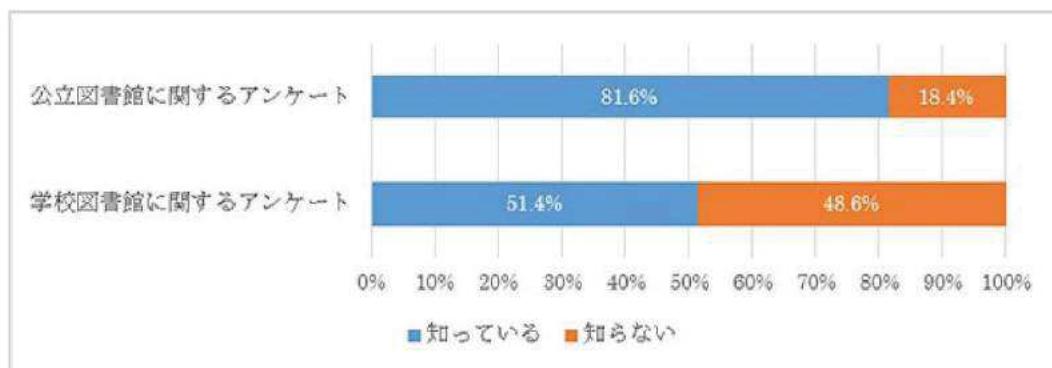


図1 書誌データが利用できること

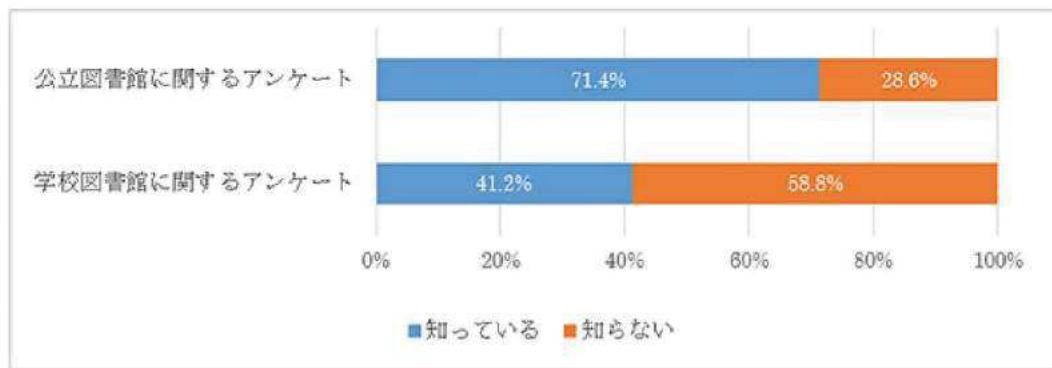


図2 公立図書館や学校図書館であれば無償で利用できること

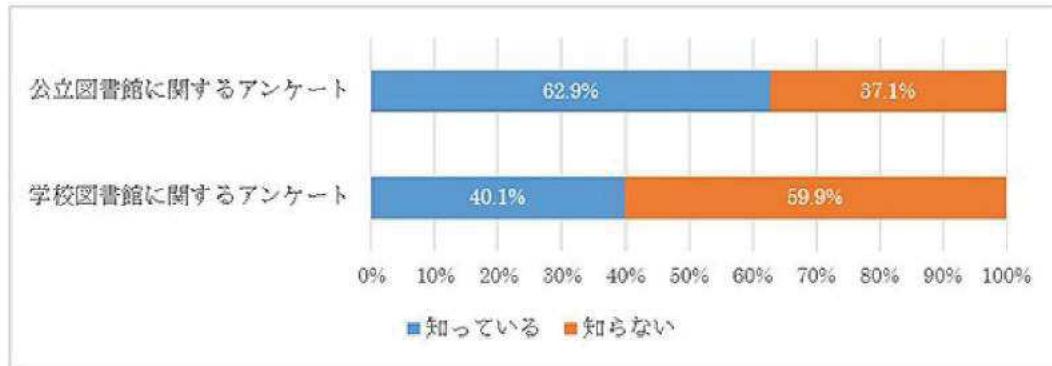


図3 非流通系の出版物の書誌データが含まれていること

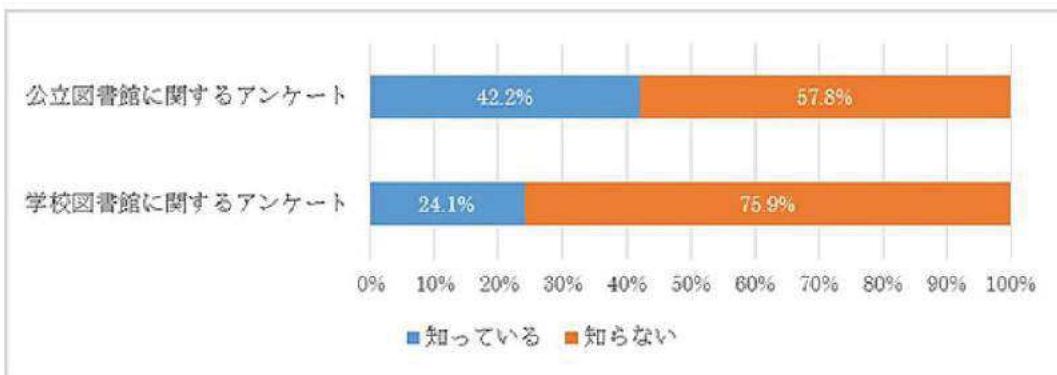


図4 新着書誌情報を提供していること

書誌データの利用状況と民間 MARC の普及

3種類すべてのアンケート結果から、当館の書誌データを利用している図書館は2割以下でした(図5参照)。

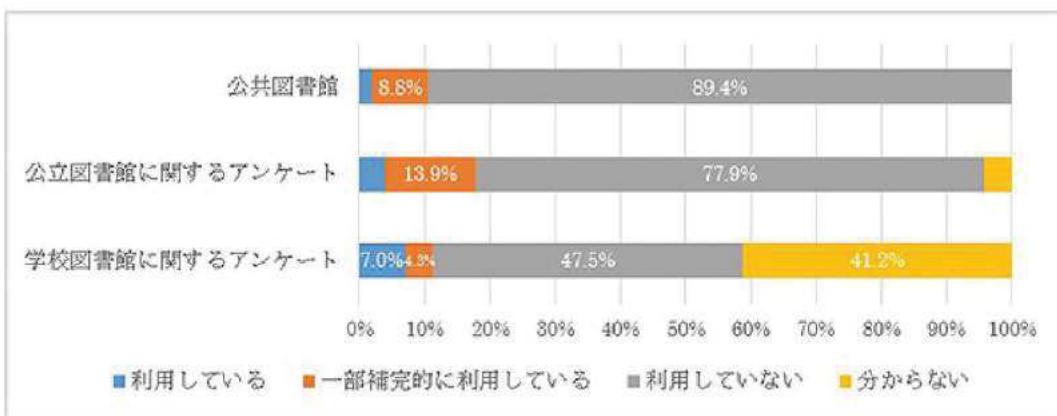


図5 書誌データの利用状況

利用している(一部補完的に利用している)と回答した公共図書館では、「一部補完的に利用している」との回答がもっと多く、主な利用目的が目録作成(7割以上)ということがわかりました(図6参照)。また、利用している理由としては、「無償で利用できるから」がもっと多く、次に「非流通系の出版物のデータが含まれるから」との回答でした(図7参照)。

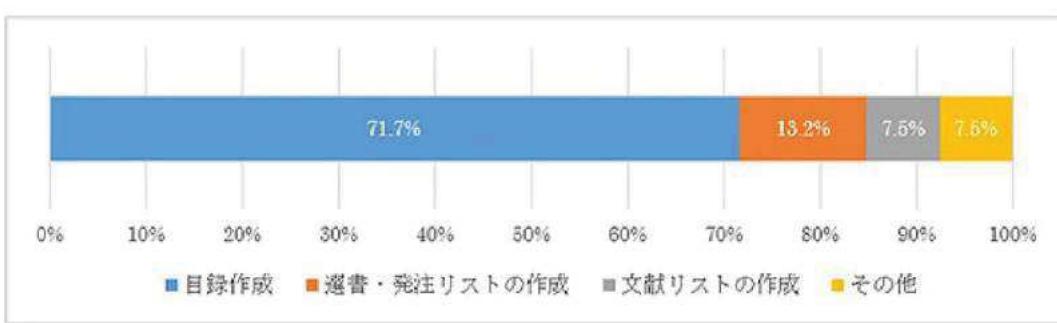


図6 公共図書館における書誌データの主な利用目的

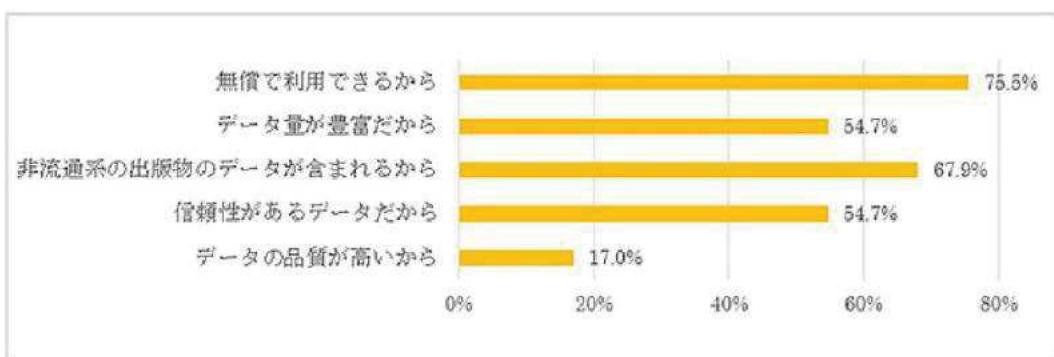


図7 公共図書館における書誌データを利用している理由(複数選択可)

利用していない図書館ではその理由として、「民間 MARC を使っているから」との回答がもっとも多く(公共図書館と公立図書館に関するアンケートでは 8 割以上、学校図書館では 5 割程度)、次に「使用中のシステムで使えないから」との回答でした(図 8 参照)。

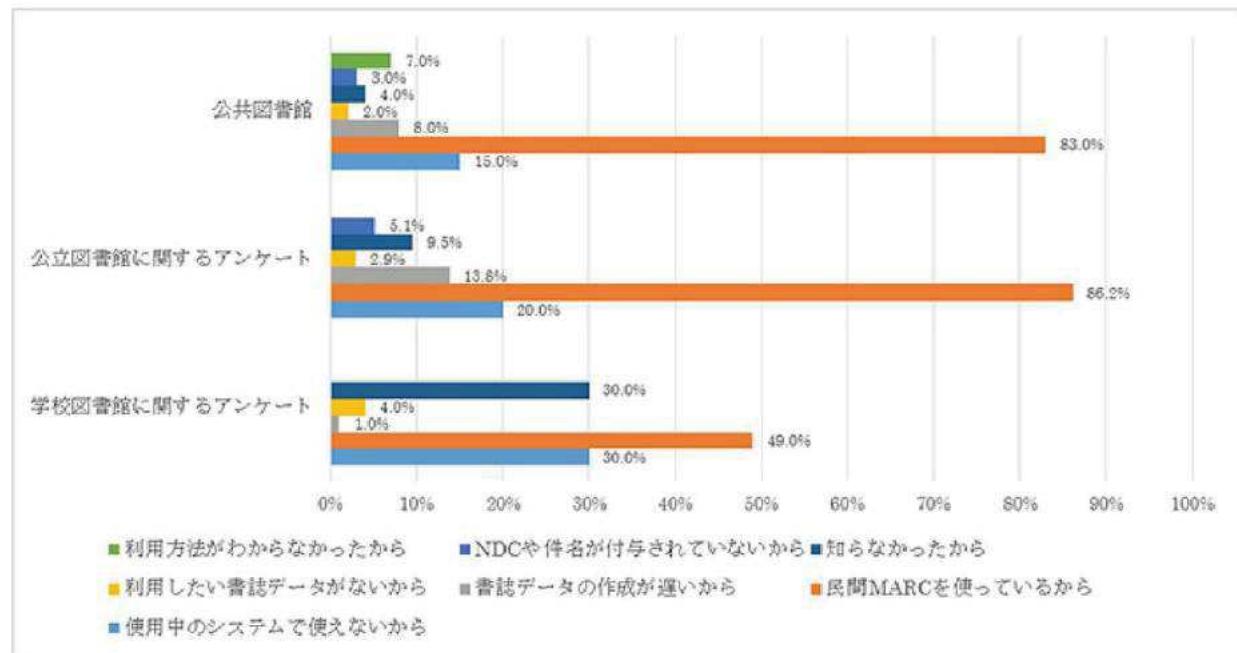


図8 書誌データを利用していない理由(複数選択可)

民間 MARC を利用している図書館では、公立図書館で 9.5 割以上(学校図書館では 8 割以上)が選書・発注の段階から利用していました。また、「選書・発注から資料購入、目録作成および資料の装備までの一連の作業で使っているから」との回答が多くを占めました(図 9 参照)。

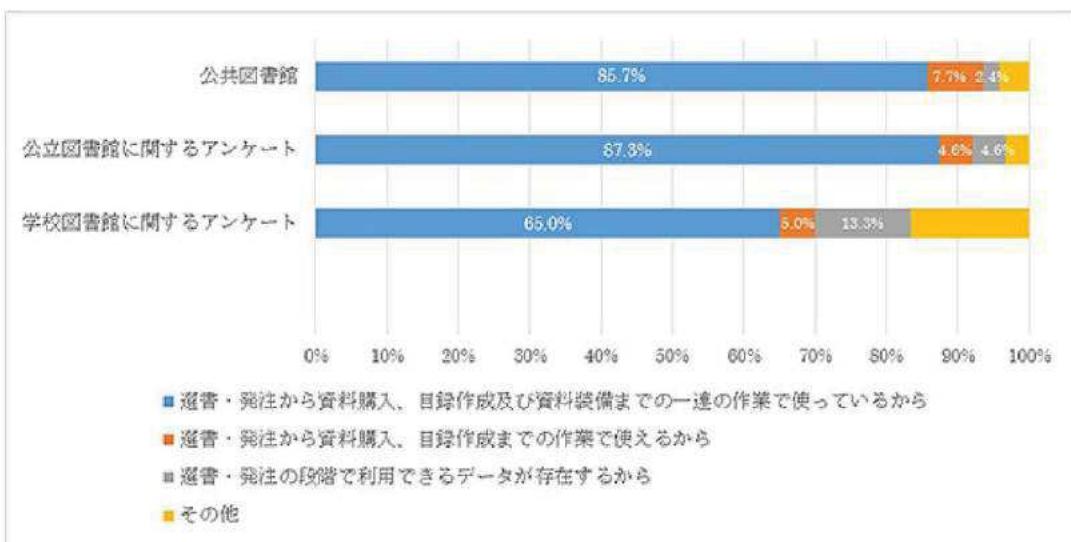


図9 民間 MARC を使っている理由

公共図書館において新着書誌情報を利用していない理由として、「知らなかったから」との回答が6割程度、「利用方法がわからなかったから」との回答が2割程度あることがわかりました(図10参照)。

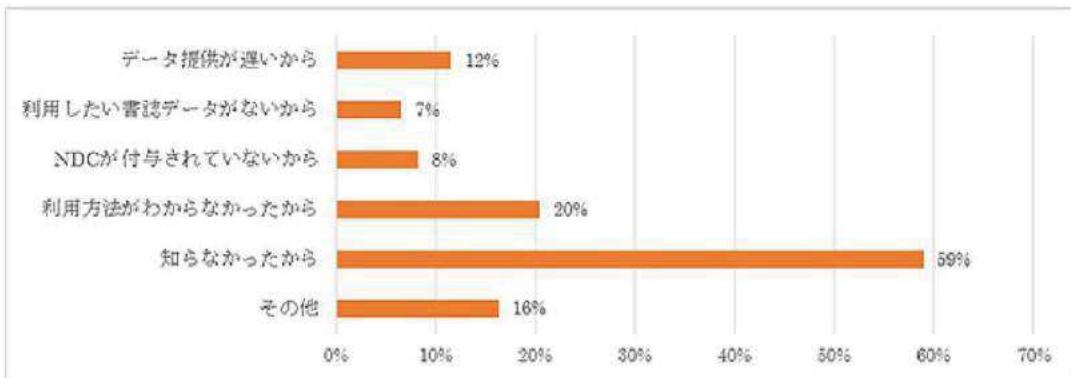


図10 公共図書館で新着書誌情報を利用していない理由(複数選択可)

公立図書館と学校図書館の違いから…

地方公共団体の回答から、公立図書館と学校図書館とでは、システム化の状況(図11参照)と書誌データの認知度(図1参照)に差がありました。また、図書館運営の課題について、ともに資料費の確保が一番の課題(5割程度)として上がりましたが、資料の置き場所の確保と人材の確保で差がありました(図12参照)。



図11 システム化の状況

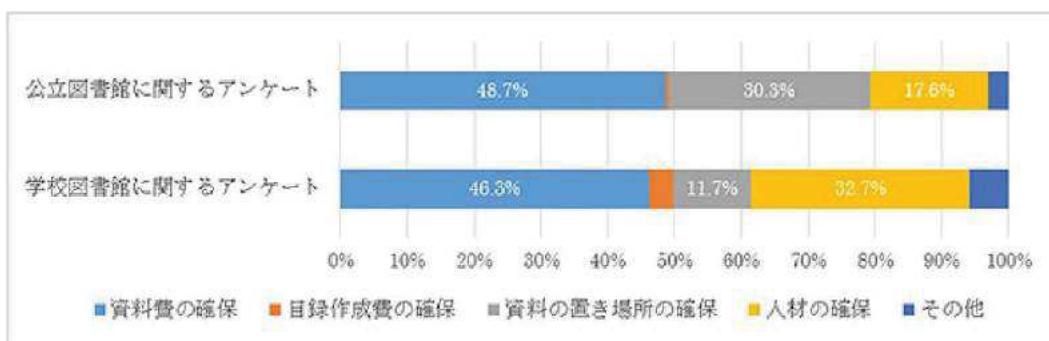


図12 地方公共団体における図書館運営での一番の課題

地方公共団体の種類による違いから…

地方公共団体の種類によって、書誌データおよび新着書誌情報の認知度に差があることがわかりました(図13、14参照)。

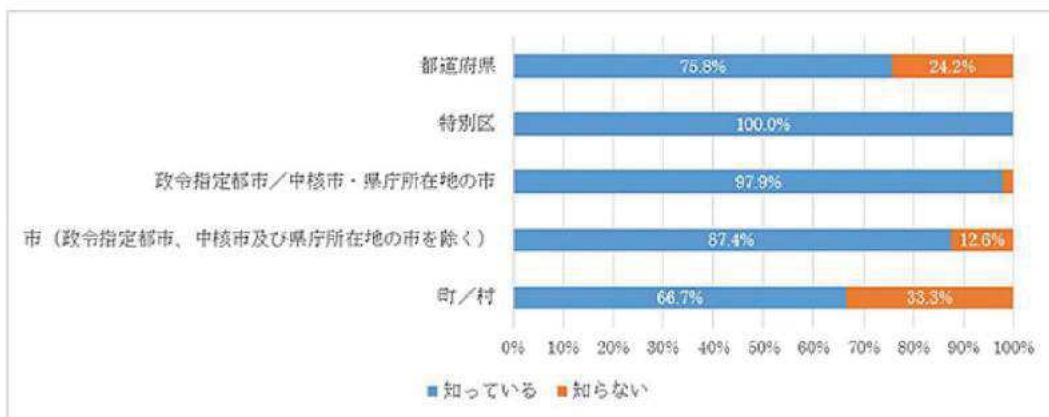


図13 公立図書館における書誌データの認知度

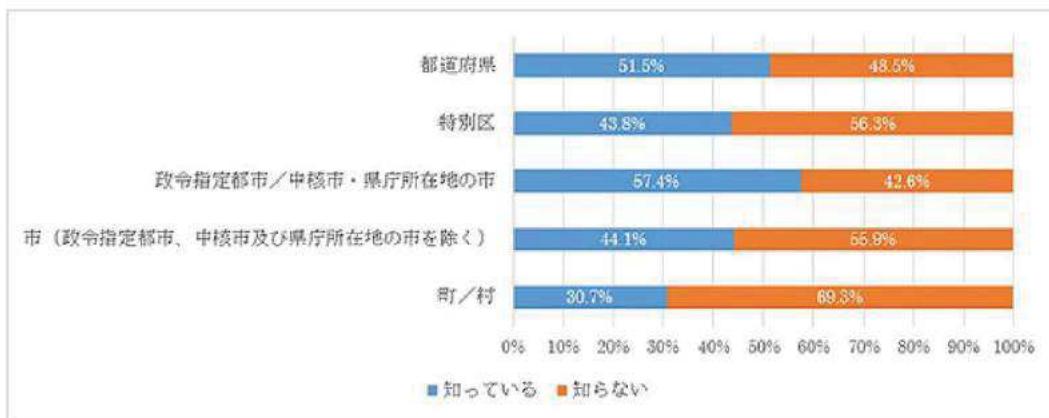


図14 公立図書館における新着書誌情報の認知度

関東地方と九州・沖縄地方の比較から…

関東地方と九州・沖縄地方を比較すると、書誌データと新着書誌情報の認知度が、公立図書館に関するアンケートでは関東地方が高く、学校図書館に関するアンケートでは九州・沖縄地方が高いことがわかりました(図15、16参照)。

資料3 「国立国会図書館書誌データ利活用に関するアンケート結果」

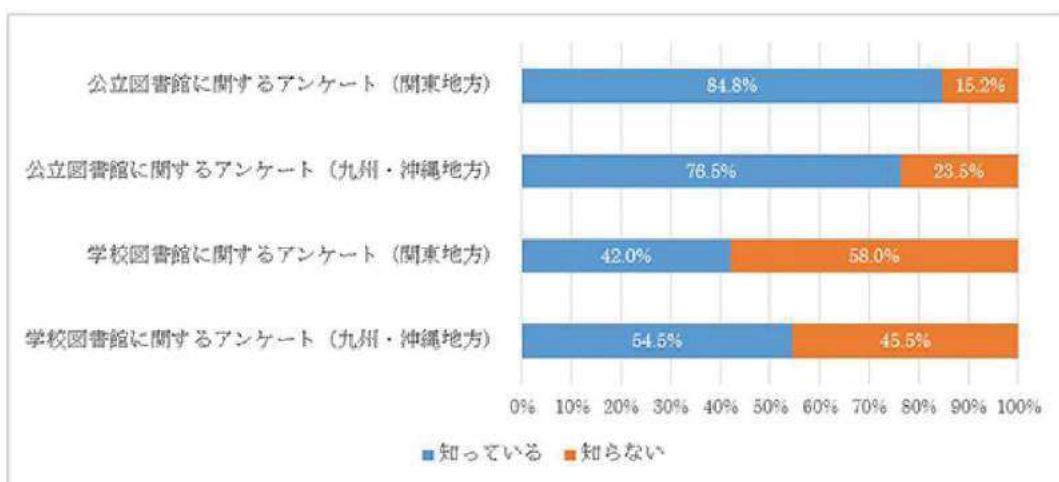


図 15 地域別にみた書誌データの認知度

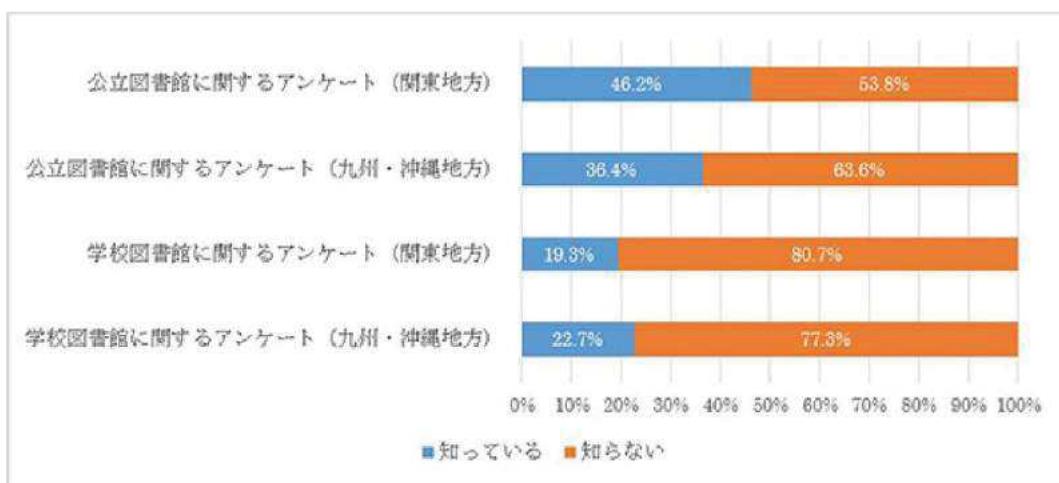


図 16 地域別にみた新着書誌情報の認知度

また、どちらの地域でも公立図書館や学校図書館の運営では、資料費の確保が一番の課題でした(図 17 参照)。

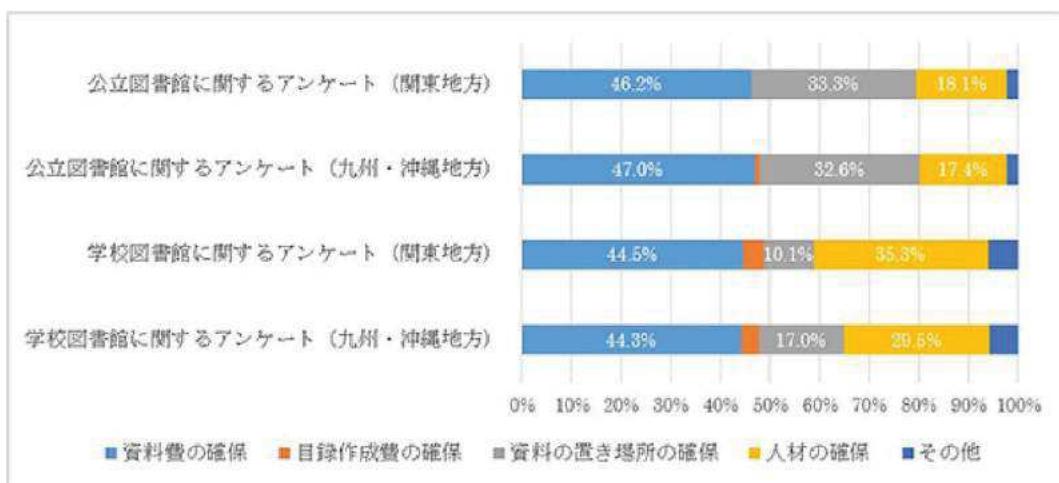


図 17 地域別にみた図書館運営に関する一番の課題

国立国会図書館への期待

当館の書誌データ提供への期待について、公共図書館のアンケートでは、図書館の種類別や地域別（関東地方／九州・沖縄地方）を通して、非流通系の出版物も含めて広範なデータ提供の期待が全体の半分程度あることがわかりました。また、区立図書館では、提供のスピードを早くすることへの期待も大きいことがわかりました（図18参照）。

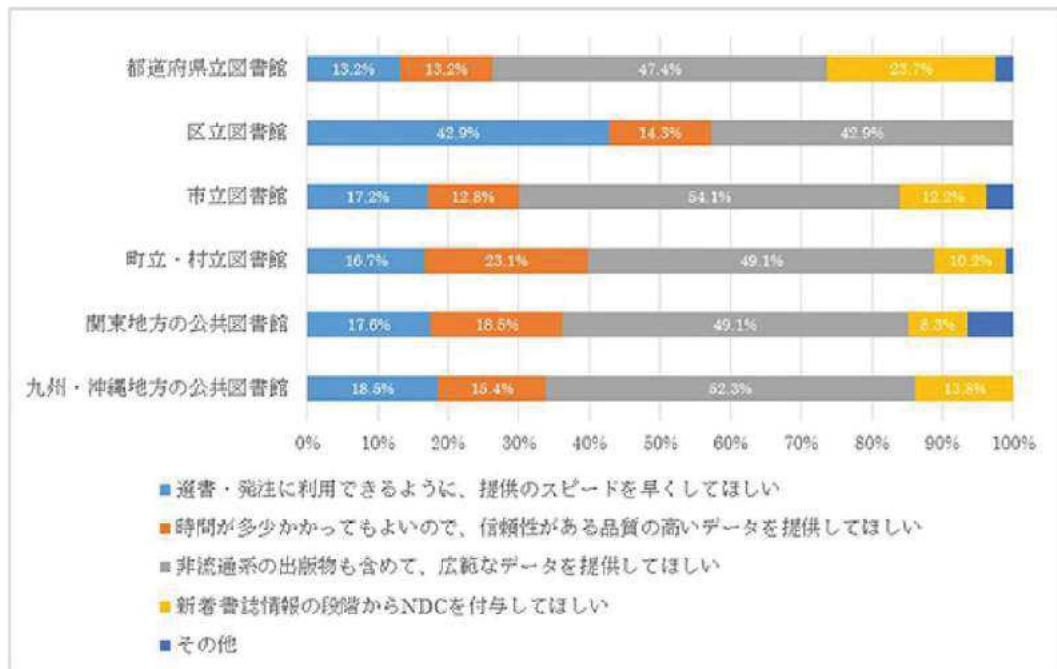


図18 公共図書館が当館の書誌データに一番期待すること

一方で、地方公共団体に行ったアンケートでは、無償提供の継続への期待が大きいことがわかりました（図19参照）。これは、図書館の種類別や地域別でも同様の結果でした。

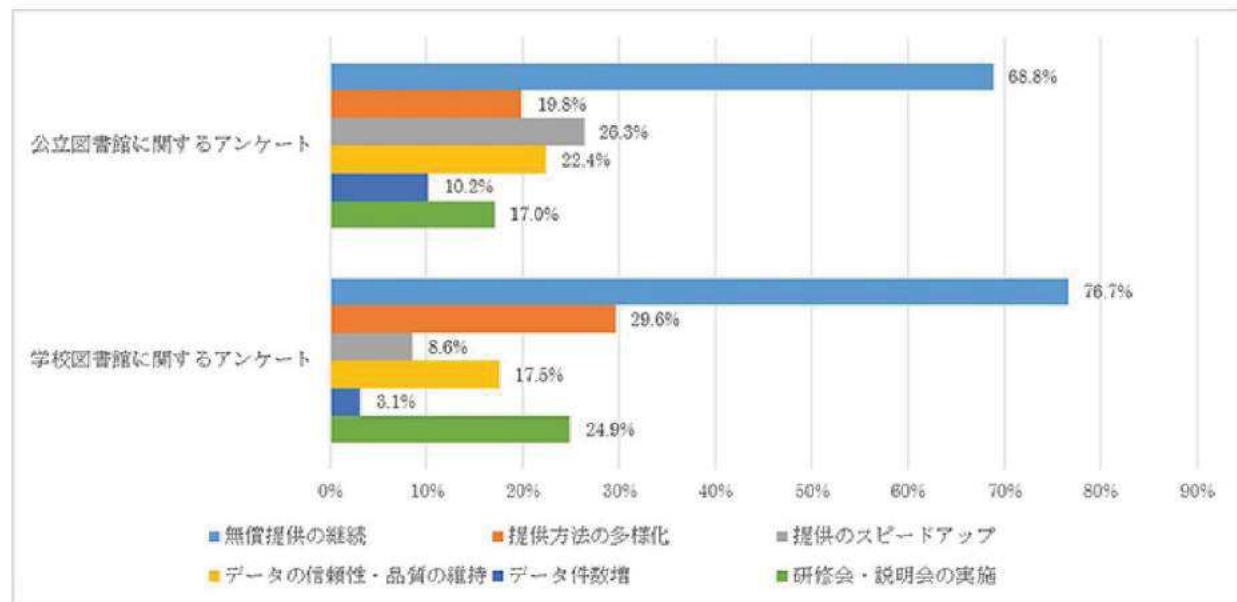


図19 地方公共団体へのアンケートからみた当館への期待(2つまで選択可)

[このページの先頭へ](#)

収入印紙
4,000 円

再販売価格維持契約書 (取次一小売)

(取次店名) を乙とし、(小売店名) を丙として、
乙と丙は、次のとおり約定する。

乙は出版業者との再販売価格維持契約書第三条に基づき、丙と以下により再販売価格維持契約を締結するが、再販出版物とともに非再販出版物の取引もあり、両出版物の扱いが混同され、読者に誤認を生むことのないよう相互に誠意を持って協力する。

本契約書の条文からは解釈が困難な事例が生じた場合、出版業者主導のもとに乙および丙は別途「覚書」を作成し本契約書を補完する。また、「覚書」は必要に応じて乙・丙合意のうえ改訂して運用できるものとする。

第一条 乙と丙は、独占禁止法第二十三条の規定に則り、出版業者が発行又は発売する出版物に係る再販売価格を維持するため、この契約を締結する。

第二条 この契約において再販売価格維持出版物とは、出版業者がその出版物自体に再販売価格（「定価」との表示を用いる。以下、定価と称する）を付して販売価格を指定したものを行う。

第三条 丙は、出版業者又は乙から仕入れ或いは委託を受けた再販売価格維持出版物を販売するに当っては、定価を厳守し、割り引きに類する行為をしない。

第四条 丙は、出版物の再販売価格維持契約を締結しない小売業者（これに準ずるものも含む）に再販売価格維持出版物を譲渡又は貸与しない。

第五条 丙が第三条及び第四条の規定に違反したときは、乙は丙に対して警告し、違約金の請求、期限付の取引停止の措置をとることができる。

2 前項の措置については、出版業者の指示があった場合を除き、乙は事前に出版業者の諒承を得るものとする。

3 第一項に定める違約金は、金 円とする。

第六条 この契約の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

(1) 汚損本の処分

(2) 官公庁等の入札に応じて納入する場合

(3) 出版業者が、自ら再販売価格維持出版物に付されている「定価」の表示の変更措置をした場合

(4) 出版業者が認めた場合における、定期刊行物・継続出版物等の長期購読前金払い及び大量一括購入、その他謝恩価格本等の割引

第七条 この契約の有効期間は、契約締結日から一年間とし、期間満了の三ヵ月前までに、乙、丙いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に継続するものとする。

以上契約の証として茲に本書一通を作成し、これに乙、丙記名捺印の上乙が所持し、丙はその写しを所持する。

平成 年 月 日

乙 (取次)

印

丙 (小売)

印

(ヒナ型 出版再販研究委員会作成 2002.1)

別紙

覚書 (取次一小売)

平成 年 月 日付で乙・丙間で締結した再販売価格維持契約書（取次↔小売）〔以下契約書という〕における契約履行上の疑義を解消し、再販制度の本旨に沿った運用がなされるよう以下の通り取決める。

<記>

1) 契約書第六条3項にある

「定価」の表示の変更措置とは、「出版物の価格表示等に関する自主基準」および「同実施要領」に則ったものとする。

2) 契約書第六条4項にある

出版業者が認めた場合における「大量一括購入」とは、官公庁等の入札によらない大量一括購入であり、この場合の割引販売においても当該出版業者の承諾を得るものとする。

3) 契約書第六条3項および4項の実施にあたって、乙は出版業者と協議の上丙に対し、公平性が確保されるように配慮し、事前に出版業界紙等に広報活動を行うものとする。

また、謝恩価格本販売実施の際、それに参加しない丙に明らかな損害が生じた場合、乙は出版業者と速やかに協議の上、丙の損害回避のため返品入帳等の承諾を得るものとする。

4) また同4項にある

出版業者が認めた場合における「その他謝恩価格本等」とは、出版業者主催による、再販出版物の書目・期間および場所限定の割引販売を意味している。これには小売業者独自の判断で実施するところの、再販出版物の割引販売に類する行為は含まれない。

小売業者独自で行う割引販売行為については、当該出版業者の承諾を得るものとする。

5) 本覚書は契約書と一体をなすものである。

平成 年 月 日

乙 (取次)

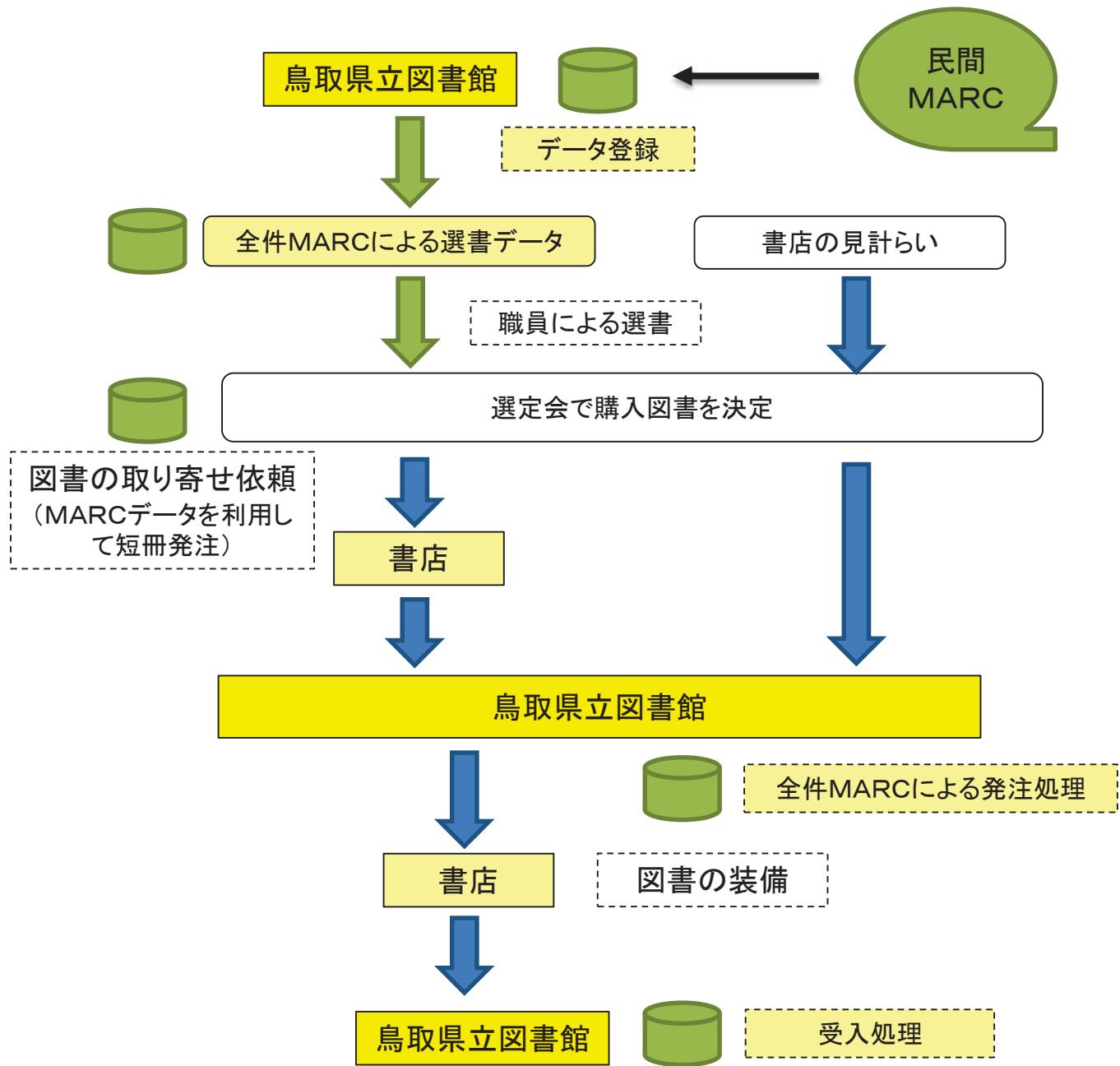
(印)

丙 (小売)

(印)

(ヒナ型 出版再販研究委員会作成 2002.1)

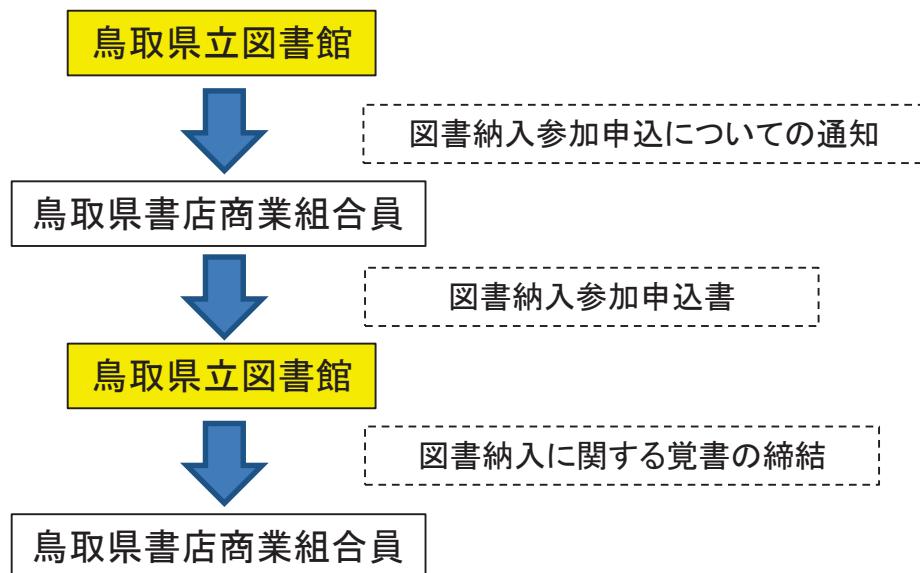
鳥取県立図書館におけるデータ登録と図書購入の流れ



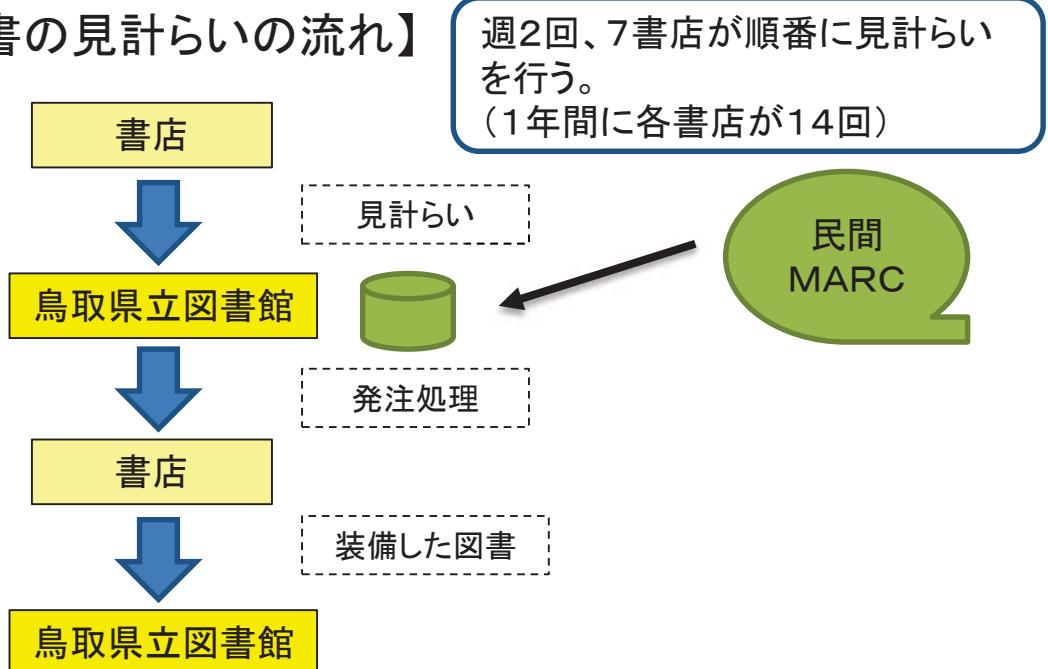
- 鳥取県立図書館における図書購入は、①鳥取県書店商業組合に加盟する書店からの見計らい、②MARCを基にした職員による選書候補のそれぞれから選定会にて購入図書を決定し、各書店へ発注。
- 地域の読者環境の向上のために、書店と図書館が協力し合って作り上げた仕組みであり、図書購入だけではなく、協同でイベントを開催するなど、積極的な地域文化の向上に向け取組中。

鳥取県立図書館における 書店からの見計らいによる図書購入の流れ

【年度初め】



【図書の見計らいの流れ】



見計らいにより全ての書籍を購入するわけではなく、書店によって売り上げの差異が出ているが、かえって良い緊張感が生まれており、それが切磋琢磨する関係が構築されている。

図書館と地域をむすぶ3つの方法

～幕別町図書館の事例から導く図書館改革～

1

図書館システムとマークを最適化

2

本は地元書店から、装備は福祉施設で

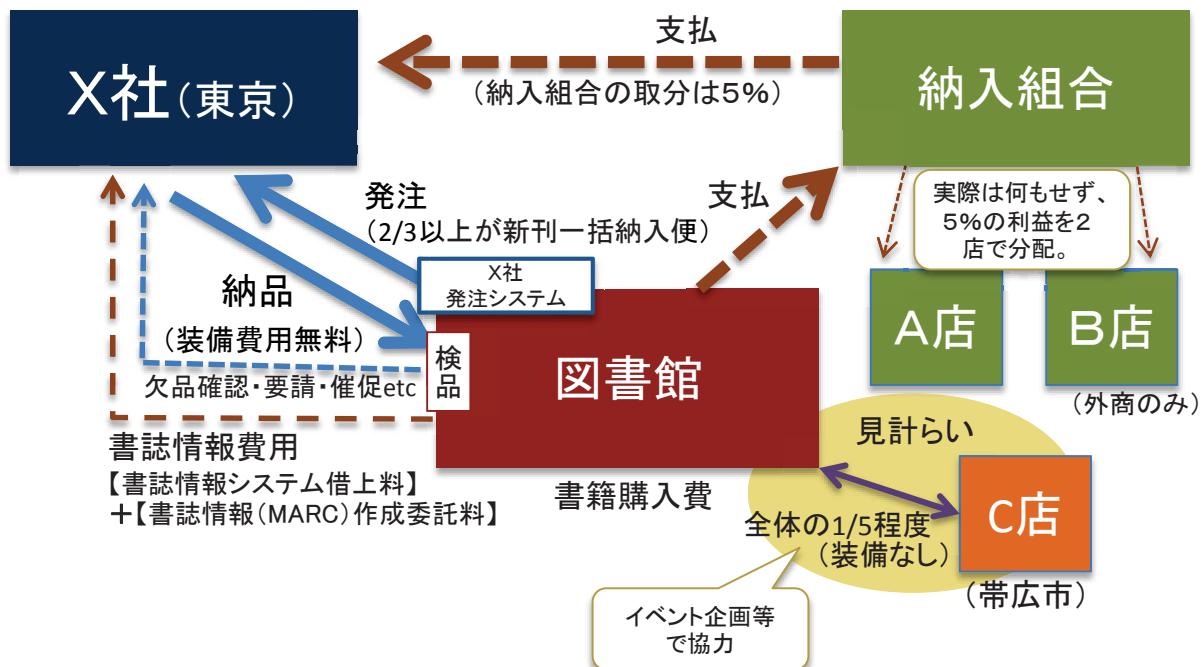
3

地域の多様な人材を活用する

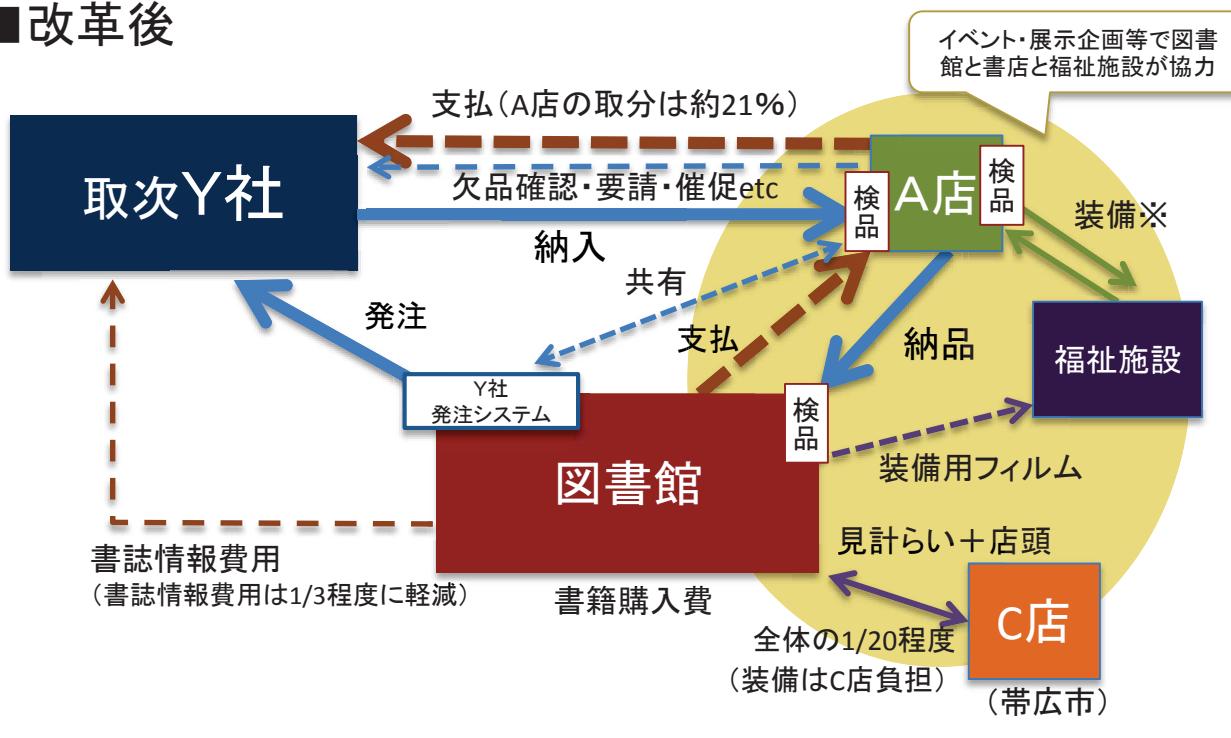
	改革前	改革後
1	<p>書籍の流通と書誌管理機能、業務支援機能が一体化し、パッケージ化されて過大なシステムに。</p>	<p>システムの各機能を分節化しながら、運用フローを見直し、システムを最適化。スリム化した予算分で情報発信機能を強化。</p>
2	<p>書籍の流通と一体化したシステムで、内容を精査せず、慣習的に高額な民間マークを利用。</p>	<p>必要な書誌項目を精査し、将来的な全国書誌情報への移行を見越して廉価なマークに変更。削減した予算分で装備費用等を補填。</p>
3	<p>入札制度やシステムと流通の一体化により地元書店が納入できず衰退。よって地域の読書文化も衰退。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地元書店から優先的に購入し、地域の経済サイクルを活性化。 ・書店と図書館の相互連携により地域の読書文化を活性化。
	<p>装備（書籍の痛みを防ぐためのフィルムカバー加工）の負担により地元書店が図書館に納入できない。</p>	<p>福祉施設に装備を発注することで地元書店の負担が軽減。障がい者の安定した雇用創出になり社会インフラづくりに貢献。</p>
	<p>業務委託化や指定管理化が進行し、地域にノウハウが蓄積されない。</p>	<p>“丸投げ”の運用形態を見直し、人材育成と継続を主眼に組立て。</p>
3	<p>司書の膨大な業務に対し、低収入の“ブラック化”が常態に。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・司書の育成と採用、評価の人事システムの見直し。 ・図書館“友の会”などのサポート組織の充実や高齢者・障がい者雇用を充実させ、図書館を多様な人材の交流の場に変革。

幕別町図書館における書籍購入と装備の変化

■改革前



■改革後

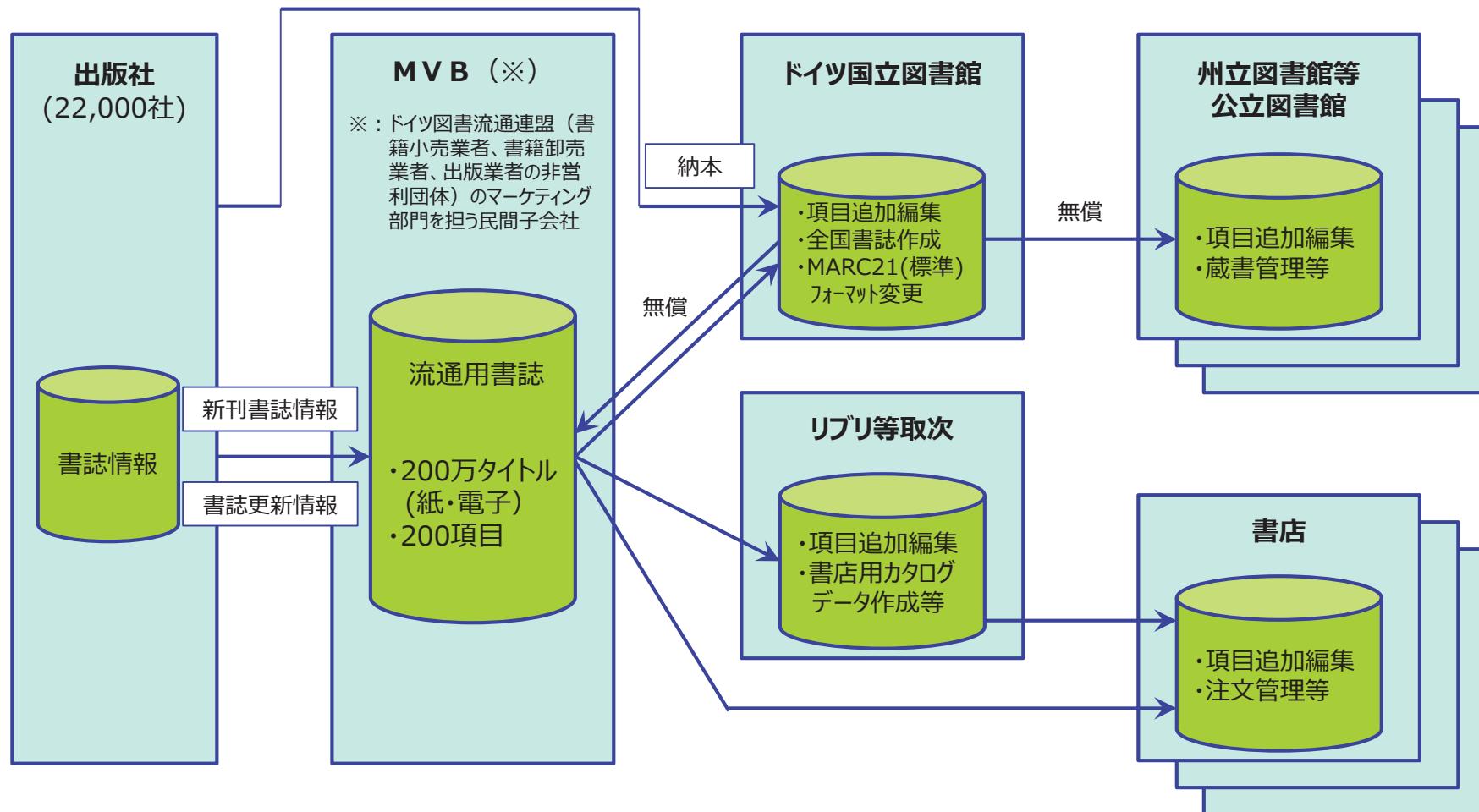


*装備(書籍の痛みを防ぐためのフィルムカバー加工)について、2015年度は書店(A店)が1冊50円を負担し、図書館がフィルムを現物支給し、全体冊数の約1/4を福祉施設で加工。それ以外は装備会社で加工し、A店が定価の10% (平均1冊約160円)の費用を負担。2016年度からは、全冊数を福祉施設で装備し、図書館が1冊50円負担 (フィルムは現物支給)。A書店負担は無しに。

*一般的な装備加工費用の相場は1冊150円~200円 (そのうちフィルム費用は40円~80円程度)程度

(図書館と地域をむすぶ協議会)

ドイツにおける書誌情報の作成・流通



ドイツは、発売3か月前に出版社が流通常用書誌情報を登録し、その情報を国立国会図書館(無償)、取次・書店(有償)へ配信している。

ドイツ国立図書館は、流通常用書誌情報と出版社より納本された書籍を基に、図書館に必要な項目を付加し、州立図書館等公立図書館に無償で提供している。

ヒアリングで出された主な意見

* () 内は、発言した団体

1) 全国書誌情報の早期提供について

- ・新刊図書のリクエスト対応など、全国書誌情報を選書で活用できるように、書籍の発売とほぼ同期もしくは発売前に提供して欲しい。(公共図書館、書店)

2) 書誌情報のフォーマットについて

- ・民間の図書館用書誌情報は複数存在するが、基本的な情報（項目）は、統一すべきである。作成する書誌データやそれを取り込む図書館システムのフォーマットを国レベルでJIS規格化するなどして品質を統一してほしい。(公共図書館)
- ・各出版社の提供する情報は統一仕様にしてほしい。(書店)
- ・図書館によるニーズも異なり、カスタマイズ要望にも差がある。基本的な書誌情報があり、それ以外で各社が競争すればよい。(書誌情報作成企業)

3) 書誌情報の内容について

a) 全国書誌情報

- ・全国書誌情報の早期提供が難しい場合は、選書に活用できる新刊情報等を無償で提供して欲しい。情報にはNDC分類等図書館で最低限必要な項目も付加して欲しい。(公共図書館)
- ・全国書誌情報や近刊情報の利用を強く望んでいる図書館もあり、実証実験の希望も出ている。是非検討してほしい。(書店)
- ・全国書誌情報は信頼度の高いデータとして参照しているので品質に期待している。民間書誌情報と連携すれば活用の幅が広がるのではないか。(大学図書館、システムベンダー、書店)

b) その他書誌情報

- ・電子情報についても紙媒体の出版物と同等レベルの書誌情報がほしい。また、洋書の書誌情報の充実、各種フォーマットへの変換対応をしてほしい。(大学図書館、都立高校図書館)
- ・新刊の予約受付業務の簡素化のためにも近刊情報を提供してほしい。(公共図書館)
- ・新刊情報を見逃すと書籍に出会う機会が減るため、精度の高い共通データベースがあるとよい。(出版団体)
- ・基本書誌情報は出版社の情報であり個別に書誌情報を作成していくやり方は非効率。民間作成の近刊情報を各社が活用し、その情報に付加する形で書誌情報を作成すれば集約率も上がり、コスト削減等効率的な運営につながるのではないか。(書誌情報作成企業)

4) システム・技術面について

- ・全国書誌情報と民間書誌情報との間に同定キーがあるとよい。ISBN以外の同定キーがほしい。また、ISBNを版ごとに正確に管理してほしい。(公共図書館、大学図書館、書店、システムベンダー)
- ・書誌情報が発注システムに連動していないと図書館の作業は二度手間である。(公共図書館、システムベンダー)

5) 費用面について

- ・書誌情報（MARC）の購入費用より、資料購入費用に回したい。（公共図書館）
- ・書誌情報は図書館運営に不可欠。図書館の公共性を考えれば国が作成し無償提供することが望ましい。書誌情報が統一化されれば購入費用やシステムにかかる費用が軽減され、図書購入の充実がはかれるのではないか。品質のよい書誌データができる限り安価に活用できる環境を望む。（公共図書館、書誌情報作成企業）
- ・書誌情報は財産であり、図書館・取次・書店には基本的な書誌情報は等しく無償もしくは安価に提供してほしい。（公共図書館、書店、書誌情報作成企業）
- ・システムの持てない小規模書店は入札制度には不利。選書用書誌情報に併せて、書店等への発注が可能な簡易なシステムも提供して欲しい。（書店）
- ・図書館情報の整備に予算補助を付けるなどし、よい書誌情報を図書館が購入、選択できるようになればよいのではないか。（出版団体）
- ・図書館用書誌情報作成事業は、収支が厳しい状況であるので、近刊情報等の基本的な書誌情報を民間書誌作成事業者にも無償で提供して欲しい。（書誌情報作成企業）

6) 図書館の現行制度について

- ・競争入札は、再販価格の適用除外（取次と書店との再販売価格維持契約）となっていることから、価格ダンピングが発生しており、結果的に中央の総合力、価格力のある企業が落札するケースが殆どである。地域の書店は図書納入の競争入札では、落札することが出来ず、経営状況の悪化の一要因になっている。図書納入だけでも、地域書店が納入できるような対応を行政はして欲しい。（書店）
- ・図書館と地域書店や福祉団体等の地域団体との強いつながりが、様々なイベントの開催等を通じ、読書人口の拡大や地域文化の発信に繋がっているものと確信している。（書店）
- ・指定管理者制度の拡大に伴い、図書館員の情報リテラシーが低下しているため、全ての図書館には職員として司書を配置すべきである。データがよいものでも使う者に知識がないと利用価値が上がらない。マンパワーも含めて検討すべきである。（公共図書館）

7) その他

- ・全国書誌情報の利活用を促進するためには、法制度化するなどの対応を行わないと難しいのではないかと思う。（公共図書館、出版団体）
- ・書誌情報の利活用の範囲について、利用者への公開情報提供範囲やサービスをどこまで行うのか、図書館においての利用の範囲が不明確。民間書誌情報には著作権があるという主張もあり、調達先のデータを利用し編纂やシステム連携する場合に障害になっている。また利用者への情報提供も自主規制レベルである。（大学図書館、システムベンダー）